

岐阜県保健所母子保健推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 保健所および保健所管内市町村実施の母子保健事業の円滑かつ効果的な実施を図り、母子保健施策を推進するため、各県立保健所に各保健所名を冠した母子保健推進協議会（以下「推進協議会」とする。）を設置する。

(事業内容)

第2条 推進協議会は次の事項について意見交換を行う。

- (1) 広域的な母子保健、医療、福祉施策の推進に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、母子保健、医療、福祉、教育機関の職員等を委員として組織する。

- 2 推進協議会には会長1名、副会長2名を置く。
- 3 会長、副会長は委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、また欠けたときはその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 推進協議会は、年1回会長が招集する。

- 2 推進協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 保健所は、必要に応じ、協議会にオブザーバーの出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 推進協議会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(報告)

第8条 保健所長は、推進協議会の毎年度の事業実績を、保健所母子保健推進協議会実績報告書（様式第1号）により、3月末日までに健康福祉部母子保健主管課長あて報告するものとする。

(事務局)

第9条 推進協議会の事務局は各保健所健康増進課に置く。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜県保健所母子保健推進協議会実績報告書（ 年度分）

[機 関 名] _____

事業実施年月日	
事業実施場所	
委員および参加者 (協議会構成メンバー、事務局)	
事業目的	
検討内容	
効果・課題等	